

	事業名	事業概要	平成17年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
2. 人権が尊重される社会の形成					
(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組					
家庭内等における暴力(DV)の防止					
ア. 被害者等への支援対策					
63	配偶者暴力相談支援センター(東京ウィメンズプラザ)	総合相談 ウィメンズプラザをDVに関する総合的な相談窓口として、関係機関と連携しながら、被害者・関係者からの相談に対応し、被害者の状況に対応した助言と情報提供等を行う。	(No.124の一部再掲) 開設時間 9:00~21:00(除く年末年始)	(28,817)	生活文化局
		被害者支援機関連絡会の開催 関係機関相互の情報提供と困難業務対策の検討を目的とした連絡会を開催する。	年6回	114	
		DV被害者自立支援 DV被害者を対象に、問題解決・対応能力を高めることを目的とした講座等を開催する。	月2回	1,534	
		普及・啓発 広く都民に対し、配偶者からの暴力の防止に関する普及・啓発を行う。	PRカード 平成17年度は作成休止	0	
		職務関係者の研修 関係機関の相談員等に、事例による研修を実施する。	12科目	518	
64	配偶者暴力相談支援センター(女性相談センター)	一時保護等に関する相談の実施 緊急の保護を必要とする女性被害者等の一時保護等の相談を行う。	・女性相談センター(立川出張所を含む)の運営	241,556	福祉保健局
65	家庭内等における暴力問題対策連絡会議の開催	夫婦間暴力、児童虐待、子どもから親への暴力などの家庭内等における暴力問題に対し、相談機関の連携や当面の対策などについて関係機関による「家庭内等における暴力問題対策連絡会議」を設置して検討を行う。	・家庭等における暴力問題対策連絡会議の開催 年3回 ・男女間暴力部会、親子間暴力部会 合わせて7回程度 ・研修会の実施 ・配偶者暴力対策基本計画(仮称)の策定 ・配偶者暴力被害者支援基本プログラム(仮称)の作成	2,659	生活文化局
66	加害者対策	男性のための悩み相談の充実	男性相談(124の一部再掲) 週2回	(3,935)	生活文化局
67	婦人相談員の配置	女性相談センター等に婦人相談員を配置し、日常生活上の問題や悩みについての相談に応じ、必要な援助を行う。	・女性相談センター(立川出張所を含む)の運営 (No.64参照)	(241,556)	福祉保健局
68	配偶者からの暴力への対応	生活相談センター及び各警察署において、配偶者からの各種暴力事案に係る相談に対応する。	通常業務を通して実施	-	警視庁

	事業名	事業概要	平成17年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
69	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護対策等	・被害防止措置 DV防止法に基づき、暴力の制止その他の被害の発生を防止するための「被害防止措置」及び「関係機関・団体との相互連携協力」を行う。	通常業務を通して実施	-	警視庁
		・保護命令違反の取締り DV防止法に基づく「保護命令違反の取締り」を行う。	通常業務を通して実施		
性暴力・ストーカー等の防止					
ア．被害者等への支援対策					
70	相談・一時保護	東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じる。	・東京ウィメンズプラザの総合相談等に対応(No.63参照)	(28,817)	生活文化局
			・女性相談センター(立川出張所を含む)の運営(No.64参照)	(241,556)	福祉保健局
71	来日外国人女性緊急保護事業の補助	緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図るため、外国人女性の緊急保護を実施する法人に対し、その運営に要する経費の一部を補助する。	緊急保護施設 1か所 (No.64の事業の一部として実施)	(7,200)	福祉保健局
72	女性に対する相談体制の充実	交番等に女性警察官を配置し、女性警察官が女性の被害、相談等の受理に当たるとともに、必要に応じて女性世帯に対する訪問連絡活動を行い、性犯罪等の防止と相談しやすい体制の充実を図る。 ・「女性の安全相談所」、「痴漢被害相談所」での対応	鉄道警察隊分駐所に「痴漢被害相談所」を、また、4警察署4交番に「女性の安全相談所」を設置して、女性警察官が対応する。	-	警視庁
73	情報提供、相談、カウンセリング機能の充実	「犯罪被害者ホットライン」により、被害者からの相談に応じるほか、各警察署における被害者相談受理体制の整備、充実を図る。 「被害者の手引き」の交付により、各種情報提供を行う。	・「被害者の手引き」 10,000部 (身体犯用) ・英語版「被害者の手引き」 4,500部 (身体犯用)	974	警視庁
		女性警察官のうち、適任者を「性犯罪捜査員」に指定し、事件の潜在化防止と被害者の精神的負担の軽減を図る。 性犯罪捜査員に対し、性犯罪被害者からの事情聴取、供述調書の作成、その他専門的知識及び技能習得に重きを置いた訓練を推進し、捜査能力の向上に努めるとともに、組織的な体制強化を図る。	・性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査係の設置、本部・警察署における性犯罪捜査員の指定 ・性犯罪捜査員以外の者に対する指導教養の実施 ・捜査資器材の整備	-	警視庁
75	性暴力、性犯罪への対応と取締り強化	捜査を迅速かつ的確に推進するため、性犯罪捜査員の増強、対象事件の拡大を図る。	・性犯罪捜査員の積極的運用 ・性犯罪対策の効果的推進	-	警視庁
		「犯罪被害者支援推進月間」を実施し、性犯罪被害者に対する処遇の適正と捜査の徹底を図る。			
		児童ポルノ・児童買春等の根絶に向けて、取締体制の強化及び少年相談専門員等による相談・保護の充実を図る。			

	事業名	事業概要	平成17年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
	セクシュアル・ハラスメントの防止				
	ア．都におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策				
76	セクシュアル・ハラスメント防止連絡会議の開催	各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を設置して、都におけるセクシュアル・ハラスメントの防止を図る。	・会議の開催 年数回	299	総務局
77	セクシュアル・ハラスメント相談員の設置	各局にセクシュアル・ハラスメント相談員を設置して、職員からの相談・苦情を受け、また職員に対して適切な指導及び助言をする。	・各局で実施	-	各局
78	セクシュアル・ハラスメント防止体制の強化	都立の大学においてセクシュアル・ハラスメント防止対策委員会や各学部相談員を設置する。また、教員及び学生への研修や啓発活動、申立への対応を行う。	必要に応じて適宜行う。	-	大学管理本部
79	セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修	公立学校の管理職（候補者を含む）を対象とした学校経営研修等の中で、セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を実施する。	・教育管理職候補者研修 412人 2回	-	教育庁
			・教育管理職研修 950人 3回	-	
			・初任者等研修 660人 1回	-	
			・10年経験者研修 1,000人 1回	-	
	イ．相談・普及啓発				
80	セクシュアル・ハラスメント防止の相談	事業者に対して社内での防止体制づくりのための研修を実施する。また、セクシュアル・ハラスメントの被害に関する相談、あっせん体制の充実を図る。	労働相談情報センター 本所、5事務所 (No.11参照)	(21,148)	産業労働局

	事業名	事業概要	平成17年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
(2) 性と生殖をめぐる健康支援(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)					
ア. 母子保健医療体制の整備及び相談					
	81 周産期母子医療体制の整備	妊娠合併症や新生児仮死などハイリスクの母体・胎児と新生児に一貫した総合的な周産期医療を提供する周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制を確立する。	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期母子医療センターの整備 2 1 施設 NICU 189床 ・周産期医療施設等の整備 10施設 ・周産期医療協議会の開催 7 回 ・多摩地域周産期医療連携強化事業 1 3 施設 ・その他(周産期情報ネットワーク、周産期医療関係者研修) 	244,162	福祉保健局
	135 新規 小児救急医療体制の整備(H16年度新規掲載事業)	区市町村が実施する小児初期救急医療の整備に要する費用の補助や、全都における小児の二次救急医療体制の確保を行うほか、より専門性の高い小児三次救急医療体制を確保するためのネットワークを構築する。	<ul style="list-style-type: none"> ・小児初期救急運営費補助 平日夜間診療 37地区 ・小児初期救急医療施設等整備 施設整備 3 所 設備整備 3 所 ・休日・全夜間診療(小児) 全都 6 0 施設 72床/日 ・休日・全夜間参画医療機関施設整備費等補助(小児) 施設整備 1 所 設備整備 1 所 ・小児三次救急協議会(H17年度新規事業) 	175,195	福祉保健局
	82 母子保健医療に関する相談事業	<p>電話相談「母と子の健康相談室」(小児救急相談) 母子の健全な育成を図るため、また、小児救急医療の前段階での安心の確保のため、区市町村保健センター等が閉庁する休日・夜間の時間帯に、都民を対象として、母と子の健康に関する一般的な問題や小児救急相談について、保健師、助産師、必要に応じて小児科医師等の相談員が、専門的な立場から電話で必要な助言等を行う。</p> <p>SIDS電話相談 SIDS(乳幼児突然死症候群)などで子どもを亡くした家族等の精神的支援を行うため、専門家が相談に応じる。</p> <p>TOKYO子育て情報サービス 妊娠、子育て及び子どもの事故防止等に関する情報を365日24時間、電話(音声自動応答システム)とファクシミリにより提供する。</p> <p>東京都こども医療ガイド</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通年実施 通年実施 通年実施 インターネットによる情報提供 	34,190	福祉保健局
				1,207	
				3,787	
				18,232	

	事業名	事業概要	平成17年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
83	医療費の助成等	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠中毒症等医療費の助成 妊産婦の死亡原因となるとともに、出生児に対する影響も著しい妊娠中毒症等により患している妊婦が早期に適切な医療を受けることを容易にするため、必要な医療費の助成を行う。 入院助産 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合、妊産婦に対し助産施設において助産を行う。 不妊治療費助成 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精と顕微鏡受精に要する費用を助成し、次世代育成支援の一助とする。 	36人 延べ60人(区部を除く)	4,104	福祉保健局
			実人員 854人 延べ 6,921人	130,679	福祉保健局
			延べ 4,017人	408,817	
イ. 各年代に応じた健康支援及び性教育					
84	生涯を通じた女性の健康支援事業	女性の健康支援のための知識の普及と、心身の健康に関する相談指導や不妊に関する相談を行うとともに、相談・指導に従事する者の養成・資質向上のための講習会や研修を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育(講演会等) 18回 相談指導 通年 相談指導員養成 12回 	2,351 4,701 2,315	福祉保健局
85	性感染症・エイズ対策	<p>性感染症健康診断 保健所で実施しているHIV検査にあわせて、希望者に対して性感染症の検査を行う。検査時にカウンセリングを行い、陽性者に対して治療を勧める。</p> <p>性感染症普及啓発活動 パンフレットを作成し、性感染症の正しい知識の普及を図る。</p> <p>エイズ相談検診体制 エイズの早期発見、感染の潜伏化を防ぐためにHIVの抗体検査を保健所で実施する。検診・相談を通じてエイズに関する偏見のない社会づくりを目指す。保健所・病院では対応できない夜間の無料検診機関(東京都南新宿検査・相談室)を整備し、検診を実施する。</p>	5,450件	22,205	福祉保健局
			15,000部	1,136	
			<ul style="list-style-type: none"> HIV検査 都保健所 1,200件 区保健所 3,000件 南新宿検査・相談室 10,000件 計 14,200件 	164,323	
86	エイズ対策普及啓発活動の強化	若年層に対する普及啓発として、同年代の仲間同士(=ピア)と一緒にエイズのことを考えながら、エイズ予防や感染者への偏見・差別をなくすための活動を保健所と協力しながら実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ピアエデュケーターの養成 15人 スーパーバイザーの養成 3人 ピアエデュケーターの派遣 40回 	3,700	福祉保健局
87	骨粗しょう症予防対策事業	閉経期以降に発症しやすいと言われている骨粗しょう症を早期に発見し、その進行を予防するため、骨粗しょう症検診を行う。	43地区	6,497	福祉保健局

		事業名	事業概要	平成17年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
	88	学校における性教育の改善・充実	・「性教育の手引き(高校、盲・ろう・養護学校編)を改訂し、具体的な単元指導計画、指導事例等についてまとめ、各学校に配布し、性教育の工夫・改善に役立てる。	平成16年度 事業終了	-	教育局
			・研修会等を通して、児童・生徒の健康的なライフスタイルの確立をめざし、性教育に関する指導の工夫・改善を図る。	・選択課題研修 健康教育	33	教育局
				・選択課題研修 保健室経営 E		
	89	薬物対策の推進	覚せい剤等の薬物が女性をターゲットとして「ヤセ薬」・「ダイエット効果」と称されて密売され、女性の健康がおびやかされていることから、薬物の根絶と啓発に努める。	通常業務を通して実施	-	警視庁
(3) 男女平等参画とメディア						
ア. メディアへの対応						
	90	庁内広報誌作成のポイント	「作成のポイント」を配布して、男女平等参画の視点に立った広報紙・誌、ポスター等を作成するよう庁内へ周知する。	年1回実施	-	生活文化局
			著しく性的感情を刺激するなど、青少年の健全な成長を阻害する図書類の指定、並びに包装、区分陳列、自動販売の規制などを徹底する。	・東京都青少年健全育成審議会の開催 (不健全図書類の諮問) 15回	37,745	生活文化局
				不健全図書類等の立入調査を実施する。		
	91	青少年健全育成条例に基づく不健全図書類等への対応	青少年健全育成協力員による有害図書類等の実態調査を実施する。	・青少年健全育成協力員 1,000名 (条例に基づき知事が委嘱)		
			92	インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討	ネット環境浄化のために、ハイテク犯罪対策協議会等と連携した広報啓発活動を推進する。 サイバーパトロールのほか、各種相談事案を通じて違法・有害情報を収集し、対策と取締りを推進する。	通常業務を通して実施
93	情報リテラシー教育の充実	生徒や教員の情報機器の操作能力の向上に加えて、情報を発信する場合の責任や著作権等の情報モラル・情報リテラシーに関する教育の充実を図る。	・教職員研修センター等における教員研修の実施。 ・情報教育実践モデル校の設置	-	教育局	